

市・府民税課税証明書の交付に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市・府民税課税証明書（以下「課税証明書」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

（証明交付請求）

第2条 課税証明書の交付請求ができる者は、次の各号のとおりとする。

- （1）納税義務者
- （2）納税義務者の相続人（相続等の手続きに必要な場合に限る。）
- （3）前2号の法定代理人又は任意代理人
- （4）国又は地方公共団体の機関（法令で定める事務の遂行のために必要である場合に限る。）

（交付請求方法）

第3条 課税証明書の交付請求を行う者は、課税証明交付請求書に必要な事項を記入し請求を行うものとする。

（本人確認等）

第4条 市長は、前条の請求を受付ける場合は、住民基本台帳等の事務における本人確認の事務処理手順を定める要綱（以下「本人確認要綱」という。）に基づき本人確認及び委任状等の必要な書類の確認を行うものとする。

- 2 市長は、現に請求の任に当たっている者が納税義務者と同一世帯の者については、本人確認要綱第4条の規定にかかわらず、委任状を不要とすることが出来る。
- 3 第2条第1号の納税義務者から、課税証明書の請求について同意を得ている者については、同意を得ていることがわかる書類を委任状に替えて請求することが出来る。
- 4 前項の同意を得ている者が法人であり、課税証明書の請求を当該法人の社員等が行う場合は、本人確認要綱第2条の規定による本人確認に加えて、当該法人との雇用関係を社員証等の書類により確認するものとする。

（証明の発行停止）

第5条 納税義務者が市民税課に発行停止の申出を行っている場合は、当該納税義務者の課税証明書の発行をしないものとする。

（証明内容等）

第6条 課税証明書の記載内容、発行可能年度及び交付開始日は、市民税課の定めに基づく

ものとする。

(委任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民課長、庄内出張所長及び新千里出張所長の協議により別に定める。

附 則

この取扱要綱は、令和7年3月1日から実施する。